

「南栃フレンド会員」入会申込書

●下記の「個人情報の取り扱い」と「会員規約」を必ずご覧になり、了承の上、フロントへお申込みください ●※印は必須項目となります

希望会員	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> ウィークデー会員 <input type="checkbox"/> オールデイズ会員	申込日	年	月	日
フリガナ			〒			
お名前※	フリガナ		ご住所※			
郵便物送付先	ご住所と異なる場合のみ、ご記入ください					
TEL/FAX	TEL※	-		FAX	-	
メール※	メールアドレス		@			
生年月日※	年	月	日 (満才)	ゴルフ場記入欄	リソルカードG番号	会員ID



お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルゴルフ株式会社に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルゴルフ株式会社以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

- 【提供情報の内容】
- ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報
 - 国内、海外の旅行情報
 - ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報
 - 別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
 - 教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
 - ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
 - その他リソルグループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 南栃木ゴルフ倶楽部 TEL.0289-84-0211 E-mail:info@minami-tochigigc.com

南栃フレンド会員規約

第1条(名称)

本年年次会員組織は「南栃フレンド会員」と総称します。「南栃フレンド会員」の運営主体は南栃木ゴルフ倶楽部株式会社(以下「会社」という)とします。

第2条(目的)

ゴルフを通じエチケット・マナーの向上に努めると共に、会員相互の親睦を深め、対象ゴルフ場の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条(年次会員)

- (1)年次会員とは、南栃フレンド会員規約(以下「本規約」という)を承認の上で所定の入会手続きを行い、且つ入会金及び年会費の払込を完了した個人をいいます。(以下「年次会員」という)
- (2)年次会員は、会社が定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や特別利用料金等の情報を会社が指定する方法で受け取ることができます。

第4条(入会金及び年会費)

- (1)年次会員は、会社に対し同社の定める方法にて所定の入会金及び年会費を支払わなければなりません。
- (2)一旦納付された入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返金されません。
- (3)入会金・年会費は経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第5条(会員資格有効期間)

入会日から入会年度末の3月31日とします。

第6条(施設利用の予約申し込み)

- (1)年次会員が施設を利用する場合は、年次会員自ら、会社が定める方法にて予約申し込みをしなければなりません。なお、施設の利用には、年次会員以外に随行者が伴うことができます。
- (2)年次会員は別に定める年次会員料金でプレーできるもので、優先的プレー権等いわゆるメンバーコースにおける会員の権利を有しません。また年次会員の運営に関する権利を有しません。

第7条(リソルカードGの入会)

本年年次会員への入会には「リソルカードG」への入会が必要です。年次会員は別に定める「リソルカードG 会員規約」を遵守しなければなりません。

第8条(解散)

- (1)年次会員は、会社の都合により、解散することができます。
- (2)会社は、前項の解散を決定した時、解散期間の2ヶ月以上前に年次会員へ通知するものとし、年次会員は、解散について異議申し立てはできません。
- (3)また、規定に基づいて解散する場合、年次会員資格有効期間の未経過分の年会費については、解散期日から起算して1年間を365日とした日割りで計算し、解散期日より90日以内に各年次会員の指定する銀行口座に送金して返還します。

第9条(退会)

年次会員はその申出により何時でも退会できます。

第10条(年次会員資格の取り消し)

年次会員が次の各項に該当するときは、本事務局はその資格を一旦停止、又は除名します。

- ①本規約及び南栃木ゴルフ倶楽部利用約款に違反したとき
- ②ゴルフ場の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき
- ③入会后、暴力団等反社会的勢力に所属していると判断したとき
- ④暴力団等反社会的勢力と同伴プレーや紹介をしたとき
- ⑤その他本事務局において、処分が必要と判断する行為があったとき

第11条(資格の消失)

年次会員は次の場合にその資格を失います。

- ①資格の有効期限が満了したとき
- ②退会・除名・死亡したとき

第12条(その他)

その他本規約に定めない事項については会社において別に定めます。

第13条(規約の改定)

会社は本規約を改善改良のために随時変更できるものとします。

第14条(施行)

本規約は2019年4月1日より施行します。

以上